

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営の基本方針は、企業価値を継続して高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことです。この方針を実現するために、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸制度を整備するとともに、経営における透明性の向上や監視機能強化の観点から、株主や投資家に対する的確な情報開示に取り組むことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4:政策保有株式】

(i) 政策保有方針

安定的な取引関係の維持と強化を図ることが当社の持続的成長に基づく企業価値の向上に資すると認められる相手先について、事業戦略上の重要性に鑑み、必要に応じて当該相手先の株式を保有することがあります。保有の合理性が認められないと判断したものは順次売却を行い縮減を進めてまいります。

(ii) 保有意義・合理性検証

取締役会において、少なくとも毎年1回、個別の政策保有株式について取引関係の維持強化と当該株式の保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを助業した上で、中長期的な経済合理性を検証しています。

2018年3月末時点で86銘柄あった政策保有株式は、2020年9月末時点で60銘柄となりました。今後も、保有の合理性が希薄になったと判断した銘柄については、順次売却を行い政策保有株式の縮減を進めます。

(iii) 議決権行使

当社は、当社の持続的成長に基づく企業価値の向上という株式保有の目的及び投資先の企業価値向上に資するかどうかという観点から、個々の議案ごとに株主価値の毀損につながるものではないか等を検討の上、総合的判断により議決権を行使しております。

【原則1 - 7:関連当事者間の取引】

会社法及び当社取締役会規程に基づき、当社と取締役との取引は、取締役会の承認事項とし、当該取締役は審議並びに決議に参加しないこととしております。また、「関連当事者の開示に関する会計基準」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、毎年、各取締役に対し関連当事者取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は開示を行っております。

【原則2 - 6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付年金を導入しておりませんので、企業年金の積立金の運用に当たる専門的な人材を配置しておりません。

従業員に対して当社が導入している確定拠出年金の運用制度の説明会を定期的開催する等、個々の従業員の年金資産の運用を支援する取り組みを行っています。

【原則3 - 1:情報開示の充実】

(i) 企業規範、経営方針は以下の通りです。

なお、経営戦略につきましては、当社ホームページに掲載している「アニュアルレポート」のマネジメントメッセージをご覧ください。

(<https://www.shinetsu.co.jp/ir/ir-data/ir-annual/>)

企業規範: 遵法に徹して公正な企業活動を行い、素材と技術による価値創造を通じて、暮らしや社会と産業に貢献する。

経営方針:

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、素材と技術による価値創造を通じて暮らしや社会と産業に貢献することで、株主の皆さまのご期待にお応えしていくことを目指しております。そのために、世界最高水準の技術や品質の追求とともに生産性の向上に絶え間なく努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。また、持続可能な開発目標(SDGs)を念頭に置いて、多面的にそれに資するよう事業を行ってまいります。当社グループの製品、事業及び操業の仕方は、もともとSDGsと親和性があると認識しており、それをさらに高めていきたいと考えております。

(2) 目標とする経営指標、中長期的な会社の経営戦略

目標とする経営指標は、年次ごとの増収、増益であります。当社の主要製品の中には、市況をはじめとした事業環境の変化の影響を受ける製品があります。短期間で急変する市況の中で各事業の経営を行うためには、外部環境の変化に速やかに対応していくことが必要です。前項の「会社の経営の基本方針」に記載しました方針とともに、毎日、毎月そして毎年の経営を着実に進め、売上、収益を成長させていくことに注力しています。人間社会の持続的な発展とその質の向上を、環境負荷を抑えつつ実現する必要性の高まる今日、効率を極めることが必須です。データの高速処理、自動運転、IoT、5G、AIなどの技術はこの目的のために活用され、進歩していくはずですので、そのために当社が担い、果たせる役割は大きいと信じています。当社の多くの製品がこうした目的に資するよう取り組むとともに、この目的に向かって新製品開発の実を上げてまいります。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本コーポレートガバナンス報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご覧ください。

(iii) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本コーポレートガバナンス報告書の「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご覧ください。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選解任は、客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の役員報酬委員会で審議し、その答申を基に、取締役会で決定しております。なお、監査役候補者の決定については、事前に監査役会の同意を得ております。

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針は、下記の通りです。

〔取締役候補者の指名を行うに当たっての方針〕

まず、業務執行を担当する社内出身の取締役及び社外取締役ともに、国籍や性別を問うことなく、人格及び識見に優れた人物であることを求めています。

その上で、業務執行を担当する取締役については、豊富な業務上の専門知識と経験を有する人物を候補者としております。

社外取締役については、豊富な経営経験のある人物や出身分野における高度な知識と経験を有する人物を候補者としております。

〔監査役候補者の指名を行うに当たっての方針〕

まず、社内監査役及び社外監査役ともに、国籍や性別を問うことなく、人格及び識見に優れた人物であり、必要な財務・会計・法務に関する知識を有することを求めています。

その上で、社内監査役については、当社の諸事情、取引実務、業界のことに幅広く精通した人物を候補者とし、社外監査役については、法律や財務会計など出身分野における高度な知識を有する人物や経営全般に関する幅広い知見を有する人物を候補者としております。

(v) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外役員については、個々の選解任の説明を本コーポレートガバナンス報告書の「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しております。

全ての取締役と監査役については、当社ホームページに掲載している「株主総会招集ご通知」をご参照下さい。

(<https://www.shinetsu.co.jp/jp/ir/general-meeting/>)

〔補充原則4 - 1 - 1: 取締役会の役割・責務(1)〕

当社は、法令により取締役会の決議を必要とする事項をはじめとする、当社の事業に関する重要事項等については、次のとおり、取締役会の決議を経るものとしております。

(1) 会社法及び他の法令に規定された事項、(2) 定款に規定された事項、(3) 株主総会の決議により委任された事項、

(4) その他の経営上の重要な事項など当社取締役会規程に定められた事項

また、次の事項については、取締役会に報告するものとしております。

(1) 業務の執行状況、その他会社法及び他の法令に規定された事項、(2) 取締役会規程に定められた事項、

(3) その他取締役会が必要と認めた事項

〔原則4 - 9: 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

会社法に定める社外取締役の要件、並びに、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社が定める「独立性基準」に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。なお、当社が定める「独立性基準」については、本コーポレートガバナンス報告書の「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご覧ください。

〔原則4 - 11、補充原則4 - 11 - 1: 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

当社グループは、素材に関する多様な事業を世界中で展開しております。当社は、取締役会がこれらの事業活動についての確かつ迅速な意思決定と十分な監督を行うことができるよう、販売、製造、研究開発等の業務上の専門能力を有する社内出身の取締役と、大所高所から成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べるができる複数の社外取締役とを、国籍や性別を問うことなく、事業規模に応じた適切な員数となるよう選任し、取締役会を構成することを基本方針としております。

当社は、外国人取締役1名を含め、多岐にわたる業界で実績と経験豊富な5名の社外取締役を選任しております。

監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されており、法務の専門家である弁護士1名、会計の専門家である公認会計士1名を選任しております。

現時点では、女性の取締役・監査役はおりませんが、適任者がいれば登用し、多様な人材の役員への登用を進めてまいります。

〔補充原則4 - 11 - 2: 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

取締役、監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、本コーポレートガバナンス報告書の「II 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しておりますので、ご覧ください。

〔補充原則4 - 11 - 3: 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

業務執行に係る当社の主な審議・決定機関としては、法定の取締役会に加えて常務委員会(以下、取締役会)があります。取締役会には、社外役員を含めた取締役及び監査役が出席しています。取締役会の中で社外取締役から議案に関する質問や提言がなされ、毎回、活発な意見交換と討議がなされております。2019年度は合計13回の取締役会が開催され、法令、定款及び当社取締役会規程に定められた事項が遺漏なく付議され、審議を経て決議されました。

また、取締役会全体の実効性について社外取締役から毎年、個別に意見を聴取しております。社外取締役からは、当社取締役会は実効性が確保されているとの評価を受けたほか、「未来志向の研究開発」、「人材の活用」や「有事に備えたりリスク対策と組織運営」など、当社の持続的な発展について貴重な意見を聞くことができました。

以上の通り、当社の取締役会は、適切に運営されていることに加え、取締役会の自己評価と分析の結果から、取締役会全体の実効性は確保されており、取締役会が果たすべき機能を十分に発揮しています。

今後も引き続き、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

〔補充原則4 - 14 - 2: 取締役・監査役のトレーニング〕

当社は、「遵法に徹して公正な企業活動を行い、素材と技術による価値創造を通じて、暮らしや社会と産業に貢献する」という当社の企業規範の実現に資するよう、取締役と監査役に対し、就任時及び適宜の機会に、特にコンプライアンスを重視した研修や講習会を実施しております。また、監査役は、必要な知識の修得及び技術の向上のため、社外研修行事にも参加しております。

〔原則5 - 1: 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、株主との建設的な対話が当社の持続的成長に基づく企業価値の向上につながるとの認識のもと、以下の方針を定めております。

1) 株主からの対話の申し込みに対しては、会長、社長をはじめ各事業部門の担当役員、経理担当役員、広報担当役員ならびに

広報部IR専任者が中心となり対応しております。

- 株主との建設的な対話を促進するために、IRを担当する広報部は、事業部門、社長室、経理部、総務部などと適宜情報の共有を行い、社内での有機的な連携を図っております。
- 会社主催の決算説明電話会議、事業説明・工場見学会の開催に加え、証券会社などが主催する投資家向け説明会にも出席しております。
- 対話を通して得た株主、投資家の皆さまのご意見等については、必要に応じ、経営陣及び関係部門に報告しております。
- 公平かつ透明性のある情報開示に努め、また決算情報に関する対話を控える「沈黙期間(四半期ごとの決算期日の翌日から決算発表日まで)」を設定し、この期間は決算に関するお問い合わせなどへの回答や取材対応は行っており、インサイダー情報の漏えい防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	55,466,400	13.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	26,001,300	6.26
日本生命保険相互会社	21,933,030	5.28
JP MORGAN CHASE BANK 385632	18,698,896	4.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	11,950,200	2.88
株式会社八十二銀行	11,790,677	2.84
明治安田生命保険相互会社	10,687,919	2.57
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,392,628	2.26
GOVERNMENT OF NORWAY	8,783,994	2.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	7,014,000	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

- 上記大株主の状況は、2020年9月30日現在の状況を記載しております。
- 所有株式数の割合は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
- 当社の株式について以下の内容の大量保有報告書に関する変更報告書が提出されておりますが、上記大株主の状況は、2020年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

2020年7月21日付大量保有報告書に関する変更報告書

提出者:三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

保有株式数:同社及び同社の共同保有者2社で33,015千株(株券等保有割合7.92%,2020年7月15日現在)

2020年7月21日付大量保有報告書に関する変更報告書

提出者:野村證券株式会社

保有株式数:同社及び同社の共同保有者3社で25,452千株(株券等保有割合6.11%,2020年7月15日現在)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の子会社である信越ポリマー株式会社は東証第一部に株式を上場しております。当社は、グループ全体としての総合的な事業活動の発展を目的としており、信越ポリマー株式会社は当社製品の加工事業を通じて、その販売市場拡大に貢献しています。信越ポリマー株式会社は上場による経営上の様々な利点を活かすことにより同社の企業価値向上を図っており、同時に当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。当社は、信越ポリマー株式会社とは製品の技術開発情報の交換や経営方針の共有等を通して連携を保ちつつ、当社の「グループ会社運営規程」に基づき、同社の事業経営については独立企業体としての自主性を尊重することを基本としております。

また、当社は、信越ポリマー株式会社へ製品の販売を行っておりますが、取引に際しては、市場価格に基づいて取引条件を設定する仕組みとなっております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	26名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	21名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
フランク・ピーター・ポポフ	他の会社の出身者													
宮崎毅	他の会社の出身者													
福井俊彦	その他													
小宮山宏	その他													
中村邦晴	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

<p>フランク・ピーター・ポポフ</p>	<p>旧The Dow Chemical 元CEO、 Indiana University Foundation 元Director、 United Technologies 元Director、 Qwest Communications International 元Director、 American Express 元Director</p>	<p>当社は、米国、アジア、欧州など世界各地に事業拠点を設け、海外における事業展開を強力に推進してまいりました。グローバル企業としての長い歴史を有する米国旧ダウ・ケミカル社においてCEOを務めた同氏の経営経験に基づく具体的な意見と助言は、当社が世界で事業を拡大し企業価値を高めていくうえで、極めて重要なものとなっております。</p> <p>さらに、同氏は、役員報酬委員会の委員長を務めておりますが、これまでの在任中には、役員退職慰労金の廃止をはじめとする役員報酬体系の重要な改定を実施するなど、役員報酬制度の見地から適切なコーポレートガバナンスの構築に努めてまいりました。当社といたしましては、引き続き、これらの助言及び監督を期待し、また、今後とも適切なコーポレートガバナンスの構築に貢献していただけるものと判断し、同氏を社外取締役役に選任しております。</p> <p>なお、同氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外取締役役への就任以降、上記の職務を務めるとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。</p>
<p>宮崎毅</p>	<p>三菱倉庫株式会社元代表取締役社長、 元代表取締役会長、現相談役</p>	<p>同氏を社外取締役役に選任している理由は、独立した立場からの監督のみならず、三菱倉庫株式会社での経営経験を活かした経営全般についての助言を得るためです。</p> <p>また、同氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外取締役役への就任以降、三菱倉庫株式会社での経営経験を活かした大所高所からの有益な助言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。</p>
<p>福井俊彦</p>	<p>日本銀行元総裁、 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所理事長、 キッコーマン株式会社社外取締役</p>	<p>同氏を社外取締役役に選任している理由は、独立した立場からの監督のみならず、日本銀行での経験を活かした経営全般についての助言を得るためです。</p> <p>また、同氏を独立役員に指定した理由は、日本銀行総裁等を歴任した同氏は社外取締役役への就任以降、世界の金融及び経済に関する卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの有益な助言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。</p>
<p>小宮山宏</p>	<p>国立大学法人東京大学元総長、 株式会社三菱総合研究所理事長、 イマジニア株式会社社外取締役</p>	<p>同氏を社外取締役役に選任している理由は、独立した立場からの監督のみならず、東京大学総長等を歴任した同氏の豊かな経験を活かした経営全般についての助言を得るためです。</p> <p>また、同氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外取締役役への就任以降、化学工学のほか地球環境や資源、エネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの有益な助言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。</p>
<p>中村邦晴</p>	<p>住友商事株式会社取締役会長、 日本電気株式会社社外取締役</p> <p>(注)同氏の兼務先である住友商事株式会社は、当社と取引がありますが、その取引額は双方から見て売上高の1%未満ですので、同氏の取締役としての職務や独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>同氏を社外取締役役に選任している理由は、独立した立場からの監督のみならず、住友商事株式会社での経営経験を活かした経営全般についての助言を得るためです。</p> <p>また、同氏を独立役員に指定した理由は、住友商事株式会社取締役会長等を歴任した同氏は幅広い分野の国際ビジネスにおける卓越した知見と豊富な経験を有しており、独立した立場からの監督と助言を行うことができるものと判断されることによります。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員報酬委員会	5	0	4	1	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬委員会	5	0	4	1	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、役員報酬の決定や経営陣幹部・取締役・監査役候補者の指名などに係る透明性と妥当性を確保するため、取締役会の諮問機関として「役員報酬委員会」を設置しております。

当委員会では、「役員報酬委員会規程」に基づき、年2回の定例会議及び必要に応じて行う電話会議等により、役員報酬や経営陣幹部・取締役・監査役候補者の指名などの審議を行い、取締役会に答申しております。当委員会の委員長は、独立社外取締役フランク・ピーター・ポポフ氏であり、その他の構成員は、代表取締役副会長秋谷文男、代表取締役社長斉藤恭彦、常務取締役池上健司、取締役相談役森 俊三であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、監査の実効性を高めるため、四半期毎に会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受け、意見交換を行うとともに、随時の情報交換や意見交換を行い、連携を図っております。

当社の内部監査に関する業務は専任部署である業務監査部が、他の業務部門や管理部門から独立した立場で行っております。監査役は、定期的に業務監査部から内部監査の状況に関する報告、説明を受け、意見交換を行い、連携を図っております。さらに、常勤監査役は随時、業務監査部から活動状況及び内部監査の結果等の報告を受け、必要に応じ、その活動内容や監査テーマの選定等について助言や要請を行っております。監査役が四半期毎に会計監査人から監査計画や会計監査に関する報告、説明を受ける際には業務監査部も出席し、三者の連携をより実効あるものとし、監査機能の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福井琢	弁護士													
小坂義人	公認会計士													
永野紀吉	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福井琢		弁護士、 柏木総合法律事務所マネージングパートナー、 慶應義塾大学大学院法務研究科教授、 ヤマハ株式会社社外取締役 (注)同氏が所属する柏木総合法律事務所は、当社からの一部の個別案件の受嘱実績がありました。その規模、性質に照らし、同氏の監査役としての職務や独立性に影響を及ぼすおそれは皆無であると判断されることから、概要の記載を省略します。	同氏は、法律家としての専門的な知見及び豊富な経験等を有することから、独立した立場からの監査が行えると判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、慶應義塾大学大学院法務研究科教授として、企業法務、経済法を担当しており、また、複数の上場企業のコンプライアンス検証・提言委員会外部委員を歴任するなど、企業コンプライアンスの分野において、豊富な経験と知見を有しております。 なお、同氏が独立役員に指定した理由は、同氏は社外監査役への就任以降、法律家としての専門的な見地から十分な監査実績を残し、独立した立場から当社のコンプライアンス体制の確保に貢献してきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。
小坂義人		公認会計士、税理士、 スター・マイカ・ホールディングス株式会社社外取締役、 アストマックス株式会社社外監査役	同氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知見及び豊富な経験等を有することから、独立した立場からの監査が行えると判断し、社外監査役として選任しております。 また、同氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外監査役への就任以降、公認会計士・税理士としての専門的な見地から十分な監査実績を残し、独立した立場から当社のコンプライアンス体制の確保に貢献してきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。
永野紀吉		旧株式会社ジャスダック証券取引所元代表取締役会長兼社長、 レック株式会社社外取締役	同氏は、旧株式会社ジャスダック証券取引所での経営経験に基づく幅広い識見や豊富な経験等を有することから、独立した立場からの監査が行えると判断し、社外監査役として選任しております。 また、同氏を独立役員に指定した理由は、同氏は社外監査役への就任以降、旧株式会社ジャスダック証券取引所での経営経験に基づく幅広い見地から十分な監査実績を残し、独立した立場から当社のコンプライアンス体制の確保に貢献してきたことから、経営陣からの高い独立性を有すると判断されることによります。

【独立役員関係】

独立役員の数

8名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

なお、当社は「社外役員の独立性基準」を定めており、以下に掲げる事項に該当しない者であることとしております。

1. 当社及び当社の子会社、関連会社の業務執行者(取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人等をいう。以下同じ。)又は業務執行者であった者
2. 当社が主要株主である法人等の業務執行者
3. 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の業務執行者
4. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者(法人等である場合は、当該法人等の業務執行者)
5. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者(法人等である場合は、当該法人等に所属する者)
7. 当社から多額の寄附を受け取っている者(法人等である場合は、当該法人等の業務執行者)
8. 最近において上記2. から7. のいずれかに該当していた者
9. 以下の各号に掲げる者(重要な者(注)に限る。)の二親等以内の親族
 - (1) 当社及び当社の子会社、関連会社の業務執行者
 - (2) 上記2. から7. に掲げる者
 - (3) 最近において上記(1)及び(2)に該当していた者

(注)「重要な者」とは、

(イ)業務執行者の場合、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

(ロ)監査法人又は会計事務所に所属する者のうちの公認会計士、法律事務所に所属する者のうちの弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうちの評議員、理事及び監事等の役員をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及びストックオプションにより構成されております。その支給割合の決定方針は、業績連動報酬が企業価値向上のためのインセンティブとして機能することを目的とし、上記の各報酬の比率が、概ね2:1:0.5程度となることを目安としております。

取締役に対する業績連動報酬に係る指標は、当社の年次毎の連結経常利益としております。当社が目標とする経営指標は、年次ごとの増収、増益ですが、当社の主要製品の中には、市況をはじめとした事業環境の変化の影響を受ける製品があります。短期間で急変する市況の中で各事業の経営を行うためには、外部環境の変化に速やかに対応していくことが必要です。その上で、安全第一を最優先の行動原理として、公正な企業活動を行い、素材と技術による価値創造を通じて暮らしや社会と産業に貢献することを基本方針とし、毎日、毎月そして毎年の経営を着実に実行し、売上、収益を成長させていくことに注力しておりますので、年次毎の連結経常利益を指標とすることが適切であると判断いたしました。一方で、上記のように、当社の事業については、市況の変化の影響を受ける場合がありますことから、同業他社の業績との比較による評価も必要であると判断しております。そこで、取締役に対する業績連動報酬の額の決定方法は、当事業年度の連結経常利益の前期との増減の比率を基礎に、同業他社の業績を考慮し、決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるため、社内取締役及び経営に深く関わる幹部従業員を対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

当社の2019年度に係る取締役(社外取締役を除く)の報酬等の額は、取締役18名(2019年6月27日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含む)に対し、総額1,696百万円です。

上記金額には使用人兼務取締役に対する使用人給と相当額(賞与を含む)は含んでおりません。

この他、同事業年度において、2019年9月13日開催の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役17名に対しストックオプションとしての新株予約権310百万円(使用人兼務取締役に対する使用人分を除く)を付与いたしました。

2019年度に係る社外役員(社外取締役4名、社外監査役3名)に対する報酬等の額は、総額149百万円です。

報酬総額が1億円以上である者につきましては、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)基本方針

取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、役員報酬委員会の審査、評価を踏まえ、その答申に基づき取締役会で決定する。その内容は、役職、職責等に応じた「固定報酬」と、企業価値向上のためのインセンティブとして年次業績を勘案した「業績連動報酬」のほか、職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値向上に資するインセンティブ(株価連動報酬)としての「ストックオプション」である。

一方、監査役の報酬は、監査役の協議で決定する。その内容は、監査役としての職責に応じた「固定報酬」である。

なお、社外取締役及び監査役は、経営に対する監督・牽制機能が期待されることから、「業績連動報酬」の支給及び「ストックオプション」の付与は行わない。

(2)取締役に対する固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等

固定報酬は、取締役会からの諮問に基づき、役員報酬委員会が報酬水準の設定について定期的に審議を行うほか、役職、職責等に応じた当該事業年度における個人別の固定報酬の額等に係る審査、評価を行い、取締役会に対し答申する。取締役会は、個人別の固定報酬の額の決定は役員報酬委員会の答申通りを行うことを条件に、取締役会議長(代表取締役会長 金川千尋、以下同じ。)に委任する旨、決定する。

なお、固定報酬は月例報酬として毎月支払う。

(3)取締役に対する業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針等

業績連動報酬に係る指標は、当社の年次毎の連結経常利益とする。その理由は、当社の目標とする経営指標が、年次毎の増収、増益であり、毎日、毎月、そして毎年の経営を着実に実行し、売上、収益を成長させていくことに注力しているためである。一方で、当社の事業については、市況の影響を受ける場合があるため、同業他社の業績との比較による評価も行うこととする。

業績連動報酬は、取締役会からの諮問に基づき、役員報酬委員会が報酬水準の設定と業績連動報酬の比率、業績連動の仕組み等について定期的に審議を行うほか、当該事業年度の連結経常利益の前期末との増減の比率を基礎に、同業他社の業績を考慮し、業績連動報酬の総額と個人別の配分額に係る審査、評価を行い、取締役会に対し答申する。取締役会は、個人別の配分額の決定は役員報酬委員会の答申通りを行うことを条件に、取締役会議長に委任する旨、決定する。

なお、業績連動報酬は賞与として定時株主総会終結後に支給する。

(4) 取締役に対する非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針等

非金銭報酬等として、取締役会決議に基づきストックオプションとして発行する新株予約権を付与する。役員報酬委員会は、取締役会からの諮問に基づき、ストックオプションの付与対象者への割当数等に係る審査、評価を行い、取締役会に対し答申する。

非金銭報酬としてのストックオプションの額の算定方法は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、役員報酬委員会の答申に基づき割り当てる新株予約権の総数を乗じたものとする。

なお、ストックオプションを付与する時期は、取締役会決議により決定する。

(5) 取締役の個人別報酬における各種類(業績連動報酬・非金銭報酬、その他)の比率の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及びストックオプションにより構成される。その支給割合は、上記(1)、基本方針のとおり、企業価値及び株主価値向上のインセンティブとして有効に機能するよう、役員報酬委員会において適切に審議するものとする。

(6) 監査役に対する報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

監査役報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は監査役が有する。監査役は、役員報酬委員会の審議内容を踏まえ、監査役の協議により決定する。

役員報酬委員会における手続きは、監査役報酬総額及び職責に応じた額に関する審議を行う。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の補佐は、関係する部署のスタッフが務めております。社外取締役には、取締役会などの社内重要会議の開催に際して、必要に応じて事前に議案の連絡及び説明を行った上で、適宜意見をいただいております。

なお、取締役会に出席できなかった社外取締役と社外監査役には、議事録の写しを送付するなどの方法により議事内容を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【業務執行】

業務執行についての検討及び決定機関としては、取締役会と常務委員会があり、原則として、いずれも毎月1回開催し、重要事項の審議と決議を行っております。

【監査・監督】

監査役は、上記会議を含む社内重要会議への出席のほか、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告、往査等を通じて取締役の業務執行に対する監査を行っております。また、監査の実効性を高めるため、四半期毎に会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受け、意見交換を行うとともに、随時の情報交換や意見交換を行い、連携を図っております。さらに、定期的に内部監査部門から内部監査の状況に関する報告、説明を受け、意見交換を行い、連携を図っております。

常勤監査役は稟議書などの書類を閲覧し、随時、内部監査部門から活動状況及び内部監査の結果等の報告を受け、必要に応じ助言及び要請を行うほか、グループ内の監査役の連携を強化するため、監査役連絡会及びグループ監査役連絡会において情報及び意見の交換を行っております。

なお、当社では監査役スタッフを置き、その任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得ることとするなど、監査役監査を支える人材と体制の充実を図っております。また、法務の専門家である弁護士1名、財務・会計の専門家である公認会計士・税理士1名を含む独立性の高い社外監査役3名を選任しております。

内部監査は、専任部署である業務監査部が業務活動の適法性及び合理性の観点から各部門の業務監査を実施し、その結果については、経営者、社外取締役及び監査役等に報告を行っており、内部監査部門と社外取締役、監査役との連携を図っております。

2019年度において、当社の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、監査継続期間は1951年以降であります。2019年度において業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員・業務執行社員 向出勇治氏、同 市川亮悟氏、同 北村康行氏で、継続監査年数はそれぞれ、3年、5年、4年であります。監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士12名、その他の監査従事者35名の計47名であります。監査公認会計士等に対する報酬として、監査証明業務に基づく報酬は112百万円(内、当社88百万円、連結子会社23百万円)で、非監査業務に基づく報酬は21百万円(内、当社10百万円、連結子会社11百万円)であります。なお、当社における非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等であり、連結子会社における非監査業務の内容は、財務状況の調査等であります。また、監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているERNST&YOUNGに対する報酬は、監査証明業務に基づく報酬は85百万円(内、連結子会社85百万円)で、非監査業務に基づく報酬は25百万円(内、当社1百万円、連結子会社24百万円)であります。当社および連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連アドバイザリー業務等であります。その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容として、当社の在外子会社であるシンテックINC、シンエツハンドウタイアメリカINC等は、Deloitte & Touche LLP等に対して、国内子会社である信越半導体(株)、信越ポリマー(株)等は、監査法人原会計事務所に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

社外取締役としては、米国旧ダウ・ケミカル社元CEOのフランク・ピーター・ポポフ氏、三菱倉庫株式会社元代表取締役社長、元代表取締役会長の宮崎毅氏、日本銀行元総裁の福井俊彦氏、東京大学元総長の小宮山宏氏、住友商事株式会社取締役会長の中村邦晴氏の5氏を迎え、独立した立場からの監視と監督のみならず、企業経営全般についての助言を頂いております。

【責任限定契約の内容】

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び監査役全員との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、組織形態として監査役設置会社制度を採用しております。監査役による取締役の職務執行に対する監査は会社法において法定されている制度であり、当社においては3名の独立性の高い社外監査役を含む合計5名の監査役により監査役会が構成されています。当社において

は、前記のとおり、監査役監査を支える人材と体制の充実を図っているほか、監査役と内部監査部門との連携のもと、監査役による監査の機能が十分に果たされる運用を行っております。当社は、更に、独立性の高い社外取締役を5名選任しており、当該社外取締役が監査役や内部監査部門との連携のもと、経営に対する十分な監督を行っております。当社としては、以上のとおり、監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを構築しております。監査役設置会社として、このような取組みにより当社にとって望ましいガバナンス体制を確立でき、株主及び投資家の皆様からの信認も確保できると考え、上記の体制を選択しております。

【社外取締役の当社における役割・機能】

当社の社外取締役は、独立した立場からの監督を十分に行うとともに、これまでの豊かな経営経験や卓越した知見を活かした大所高所からの助言をしております。

なお、取締役フランク・ピーター・ポポフ氏は当社の役員報酬委員会の委員長を務めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、総会開催日の3週間前までに発送しており、また、総会開催日の4週間前までにTDnet及び当社ホームページに掲載し、株主の皆様十分に議案をご検討いただく時間を確保するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使システムを導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主の議決権行使の円滑化をはかるため、株主総会の招集通知の英訳版を作成し、和文と同日に当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会の議決権行使結果につきましては、臨時報告書にて開示すると共に、当社ホームページにも掲載(英訳版含む)しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主と投資家の皆さまに対する適時適切な会社情報の開示が、当社に対する理解の促進と適正な市場評価につながるとの認識のもと、金融商品取引法及び当社が上場している証券取引所の定める有価証券上場規程に従い、公平かつ透明性のある情報開示を行います。当社の情報開示方針については、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社の拠点(首都圏や主要都市)などにおいて年数回、個人投資家向け説明会を開催しております。また、当社ホームページ上に個人投資家にも分かりやすいサイトを開設し、情報発信しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明電話会議を開催しているほか、事業説明・工場見学会なども実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(含む決算説明資料)、決算説明会の説明内容と質疑応答の要旨、有価証券報告書などを当社ホームページに掲載しております。なお、決算短信(含む決算説明資料)については、決算発表日に当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、「IRはトップの仕事である」との認識のもと、代表取締役社長が積極的に関与しています。IR担当部署は広報部で経理部と連携して適時適切な情報開示と対話に努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループは、「遵法に徹して公正な企業活動を行い、素材と技術による価値創造を通じて、暮らしや社会と産業に貢献する」ことを企業規範としています。企業の収益の持続的な伸長のためには、事業活動の中で社会や環境への配慮は欠かせない、との認識が共有しています。

当社グループでは、事業活動における環境負荷の低減に具体的な目標を掲げて継続して取り組んでいます。国連が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」に貢献することを経営目標に定め、SDGsの解決に資する素材を提供することに取り組んでいます。当社グループの主力製品は塩化ビニル樹脂、半導体シリコン、シリコン、セルロース誘導体、レアースマグネットなどがあります。これらの製品は、気候変動への対応や生態系や生物多様性の保全、健康的な生活の促進など、地球の自然環境と人類の未来に貢献しています。今後も当社グループがSDGsの達成にさらに貢献できるよう、既存の製品の応用や新たな製品の開発に取り組んでいきます。

この企業規範の実践のためにESGの基本方針と各種社内規程を定め、活動しています。企業活動のあらゆる面において、ESG活動を全社的に推進するために、役員や関連する部門長、グループ会社のESG担当者など約50名からなるESG推進委員会を組織し、社長が委員長を務めています。

当社グループは、2006年に国際化学工業協会協議会(ICCA)のレスポンシブル・ケア世界憲章の支持と実行を表明しました。さらに2014年に、改訂版レスポンシブル・ケア世界憲章にも署名しました。また、2010年に国連グローバル・コンパクトにも参加し、人権、労働基準、環境、腐敗防止の4分野に関するグローバル・コンパクトの10原則を支持、実践することを表明しました。2018年2月には、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンが定めた「腐敗防止強化のための東京原則」に賛同する第一号の会社として署名しました。2019年5月には、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言への支持を表明し、さらに、当社グループの人権を尊重した事業への取り組みを「信越化学グループ人権方針」としてとりまとめ、社内で徹底するとともに、社外に発信しました。今後もこれらに則った事業活動を推進し、多くの皆さまから信頼され続けることができるよう、努力していきます。

なお、当社グループのESG活動については当社ウェブサイトで開示しています。
(<https://www.shinetsu.co.jp/jp/sustainability/>)

その他

当社グループは多様な人材の活躍を促進しています。その一例として、女性の活躍を推進するため、2016年度からの5年間で、下記の目標を掲げて取り組んでいます。なお、2018年度には女性管理職者数の目標を達成しました。

1. 採用時の女性比率を事務系40%、技術系10%とする。
2. 係長を含む女性の管理職者数を、2014年度比で2倍にする。

また、従業員が育児をしながら能力を発揮できるように、法定を超える育児休業制度や短時間勤務制度を設けています。育児休業制度は子どもが満3歳になるまで取得可能です。また、1日2時間までを限度に勤務時間を短縮する短時間勤務制度は、子どもが小学校を卒業するまで利用することができます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制」(会社法第362条第4項第6号等)を整備するための方針として、「内部統制基本方針」を定めております。

当社は、内部統制システムの構築、運用及び整備が重要な経営の責務であると認識し、この基本方針に従って、内部統制システムを構築、運用するとともに、常時見直しを行い、より適切、効率的な内部統制システムの整備に努めております。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループ(当社及び当社子会社をいう。以下同じ)は、遵法に徹し公正な企業活動を行うことを企業規範として掲げる。
当社は、当社グループのコンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役及び使用人は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、内部監査部門並びに個々の監査内容に係る部門が内部監査を実施する。
当社は、法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づき当社グループの役職員等を対象としたコンプライアンス相談、通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。
当社は、会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループのリスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。
当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会規程、業務分掌及びグループ会社運営規程その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担等により、また、関連会社会議及び関連会社社長会(以下、グループ会社会議という)の開催により、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。
また、当社の取締役の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視、監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは、遵法に徹し公正な企業活動を行うことを企業規範として掲げる。
当社のグループ会社統括部門は、グループ会社運営規程に基づき、また、グループ会社会議において、子会社業務に係る重要事項の報告を求める。また、当社の内部監査部門並びに個々の監査内容に係る部門は、必要に応じて子会社の内部監査部門等と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。
当社は、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなる監査役連絡会及びグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社常勤監査役は他の監査役(社外監査役を含む)とともに、グループ会社会議に出席するなどの方法により、情報収集を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役を補助する者として、社内規程に定める方法により、当社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。
監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い、監査役職務の補助業務を遂行する。
- (8) 監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告する。
(イ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
(ロ) 経営、財務情報に係る重要事項
(ハ) 内部監査の実施状況
(ニ) 重大な法令、定款違反
(ホ) コンプライアンス相談、通報制度の運用状況及び通報の内容
また、当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として人事評価その他において不利な取扱いを行わない。
- (9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、内部監査部門との定例報告会を開催するなど連携を図る。
- (10) 監査役による職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が、監査の実施のために必要な費用の前払又は支出した費用の償還等を請求した場合、当該請求に係る費用が監査役による職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、適時適切に支払いを行う。
- (11) 反社会的勢力との関係遮断のための体制
当社グループは、反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。
この方針に基づき、対応統括部署を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との緊密な連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、遵法に徹し公正な企業活動を行うことを企業規範として掲げ、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係遮断に努めております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務部に設置し、不当要求防止責任者を配置し、社内体制の整備及び強化を図るとともに、内部統制及びリスクマネジメントの観点から、業務監査部及び関係部署による牽制機能を確保しております。

また、総務部が中心的役割を担い、平素より警察並びにその外郭団体、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力に関する情報の共有化と収集した情報の一元的な管理と蓄積に努め、併せて、これら外部専門機関の開催する研修会などに参加し、必要に応じて社内への周知及び注意喚起を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

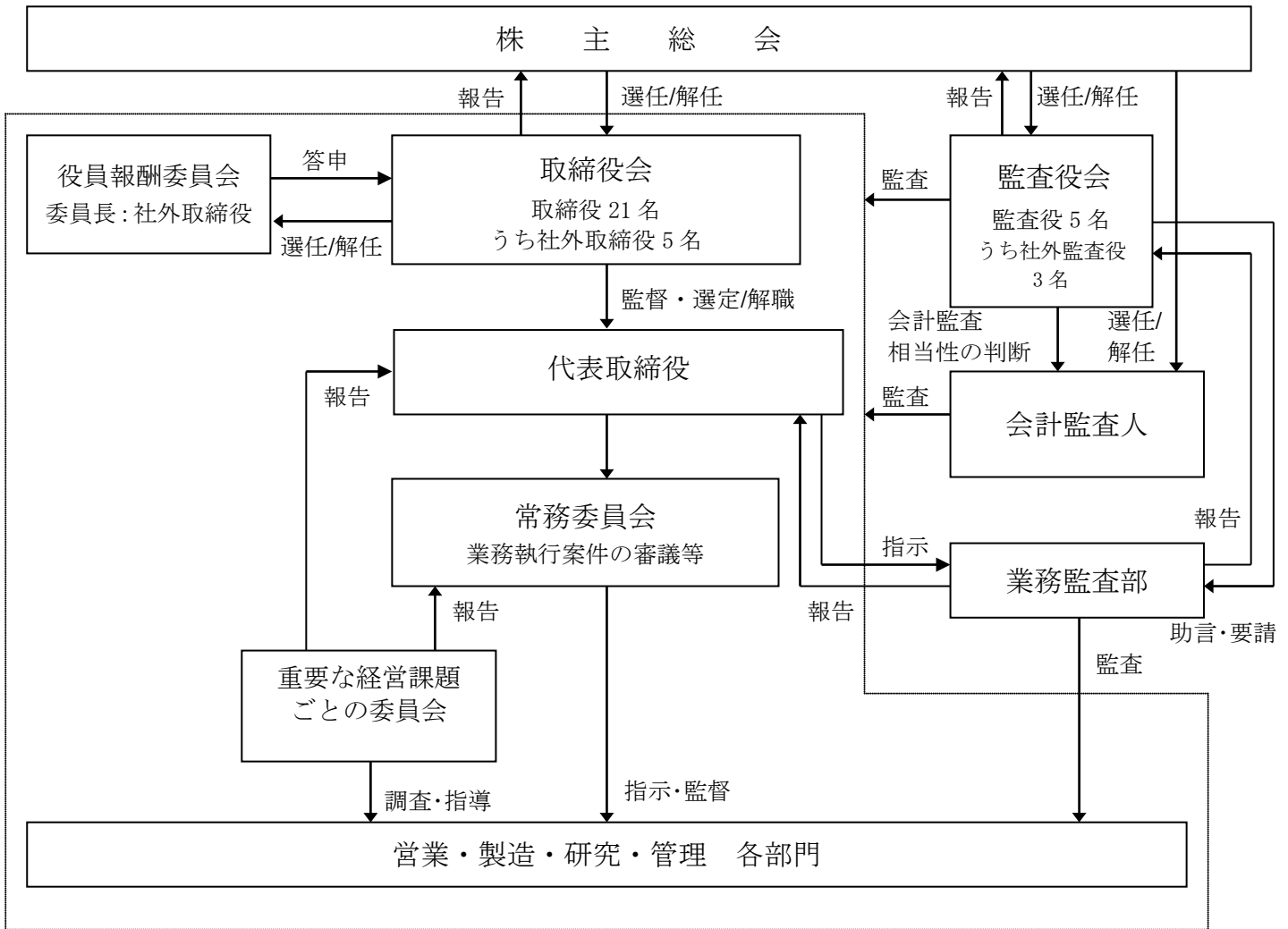
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

証券取引所が定める情報開示に関する規則に則り、会社情報の把握、管理及び適時開示に関して、「会社情報の適時開示に関する規程」及び「内部者取引の規制等に関する規程」等の社内規程を定め、社内及びグループ各社に周知し、以下のとおり円滑な運営に努めています。

- 1) 社内規程をイントラネットに掲載するなど、周知を図っている。
- 2) 決定事実、発生事実等の重要な会社情報について、類型別に所管部門を定めている。
- 3) 重要な会社情報が生じたときは、所管部門または子会社がこれを確認し、職務上関係のある役職員及び社長室に、直ちにその内容を報告する。報告を受けた社長室は、速やかにこれを適時開示の総括担当部門である広報部に連絡する。
- 4) 広報部は適時開示の要否の判定を行い、適時開示を行う場合は、広報部はこれを速やかに各取締役・監査役又は取締役会に報告する。
- 5) 公表は可能な限り早期かつ適切な時期に行うこととし、具体的な時期について、広報部は所管部門ほか関係部門等と協議する。
- 6) 適時開示に係る事務手続きは経理部が行う。

(添付1) 信越化学におけるコーポレート・ガバナンス体制



(添付2) 適時開示に係る社内体制の状況

